

---

# 南シナ海問題をめぐる安全保障と経済の交錯

## フィリピンの事例を中心に

庄司 智孝

Shoji Tomotaka

---

### はじめに

一般に、巨大な経済力をもつ国家は、あわせて豊富な国防予算に基づく強大な軍事力（ないしはそれをもつ潜在性）を有し、相対的に経済規模の小さい国家に対し、安全保障関係においても優位に立つようにみえる。また経済規模の大きい国家は小さい国家との関係で、特に二国間の経済関係で有利な立場にあり、その立場を利用することによって安全保障問題についても政治外交面で自らに有利な状況を作り出すことが容易なように思われる。そうした予断をもってすれば、現在生じている南シナ海の領有権をめぐるフィリピンと中国の緊張関係についても、その優劣や帰趨は自明かにみえる。

しかし、現実には生起する事象の様相はより複雑である。少なくともここ数年のフィリピンと中国の関係において、南シナ海という安全保障問題と両国の経済関係については、巨大な経済力（と強力な軍事力や海上法執行能力）をもつ中国に対しフィリピンが完全に屈服し、中国に対し譲歩しているというわけでもない。確かに、中国は物理的な力を用いて2012年にスカボロー礁からフィリピンを駆逐し、翌2013年以降はセカンドトーマス礁にも活動範囲を拡大し、フィリピンに圧力をかけている。こうした中国の力の行使に対し、フィリピンは物理的には有力な対抗手段を見出していない。

そのためフィリピンは、東南アジア諸国連合（ASEAN）外交、米国との同盟強化、国際法廷などあらゆる手段を駆使して、中国を牽制しようとしている。しかし南シナ海をめぐる対立が継続する一方で、両国の経済関係は貿易を中心に拡大の様相を呈している。このように、南シナ海をめぐる緊張するフィリピンと中国の関係において、経済と安全保障の関連性は、その因果関係がいかなる複雑さを内包しているかという点につき、そもそも両者間に因果関係は存在するのかという視点をも含め、注意深く検討することが必要であるように思われる。

本稿はこうした問題意識に基づき、経済と安全保障の関係に関する理論的研究を参考にしつつも、理論的考究は他稿に譲り、主として南シナ海問題をめぐるフィリピンの対応を事例として検討することにより、経済と安全保障の関係を探ることを目的とする<sup>(1)</sup>。その際、ベトナムやマレーシアといった他のASEAN諸国、さらにはASEAN自体の対応とも比較し、その戦略的含意を探る。本稿の構成は、まず南シナ海をめぐるフィリピンと中国の緊張に関して近年の状況を概観し、次に中国の進出に対するフィリピンの対応を考察する。そしてフィリピンの対応を基に経済と安全保障の関係についていくつかの含意を提示する。最後に

ASEAN 諸国と ASEAN 自体の対応を参照し、フィリピンのケースと比較する。

### 1 南シナ海におけるフィリピン・中国間の緊張——近年の状況

南シナ海をめぐるフィリピンと中国の争いの端緒は、1990年代にさかのぼる。それ以前より南シナ海における両国の領有権の主張は、南沙（英語名：スプラトリー）諸島を中心にすでに重複していたものの、現実問題として領有権の対立が顕在化する事態はいまだ生起していなかった。両国の直接的な対立は1995年、フィリピンが領有権を主張するミスチーフ礁で中国が軍事施設を建設したことに起因する。中国の進出を受けたフィリピンはASEAN外交を活発化させ、2002年にはASEANと中国が、紛争の平和的解決を目指す「南シナ海の関係国の行動に関する宣言」に合意した。その後フィリピンは中国との間で、係争海域における資源の共同探査を試みるなど、領有権をめぐる中比の緊張は緩和するかにみえた。

しかし、南シナ海問題は2000年代後半から再燃し、まずベトナムと中国の間で西沙（英語名：パラセル）諸島近海での漁業をめぐる争いが顕在化した。フィリピンと中国に関しては、2011年3月に南沙諸島の係争海域で、フィリピンの石油探査船が中国の警備艇に妨害を受けた事案が、今日まで続く緊張の発端となった。ただ当時のフィリピンは、中国との関係悪化を回避すべく外交ルートでの抗議という比較的穏当かつ形式的な対応をとり、中国側との協議による解決を強調した<sup>(2)</sup>。そのため同年7月、デル・ロサリオ外相が訪中し、領有権争いがより広範な二国間関係に悪影響を及ぼさないよう努力することで中国側と合意したほか、8月末に北京で行なわれた首脳会談において、両国は同問題の平和的解決で合意した<sup>(3)</sup>。

南シナ海で両国の緊張関係が一気に進んだのは、2012年に起こったスカボロー礁をめぐる争いである。同年4月中旬、フィリピンのルソン島から約200km西方にあるスカボロー礁において、フィリピン海軍は操業中の中国漁船を発見し、これを取り締まるためフリゲート艦「グレゴリオ・デル・ピラール」を現地に派遣した。これに対し中国の海監監視船2隻が到着してフィリピン側の取り締まりを阻止し、両者が対峙する事態となった。対峙状態は約2カ月に及び、この間フィリピンは中国に対し国際海洋法裁判所への付託を呼びかけたものの中国側は応じず、逆に中国はフィリピンに対し、同国の主要輸出品であるバナナの輸入規制や、フィリピン旅行ツアーの停止など、経済的圧力をかけた<sup>(4)</sup>。5月末になって、カンボジアで行なわれたASEAN国防相会議（ADMM）で両国国防相の直接会談が実現し、その後の外交交渉により、フィリピン側の理解では、6月初旬に双方が礁から退くことで合意した<sup>(5)</sup>。しかし、フィリピン側の撤退にもかかわらず、中国の監視船はその後礁周辺に再び出現し、フィリピン艦艇・漁船のスカボローへの接近を阻止、礁では中国漁船が操業を続けるようになった。こうして、スカボロー礁は中国が事実上これを支配する状態が続いている。

中国はスカボロー礁に続き、他の礁へも進出し、南シナ海における事実上の支配域の拡大を追求している模様である。フィリピン側の発表によると、2013年5月以降中国漁船が海警監視船や海軍艦艇に護衛され、パラワン島に近いカラヤン群島にあるセカンドトーマス礁に出現するようになり、礁に停泊するフィリピン船に圧力をかけている<sup>(6)</sup>。またフィリピン外務省は2014年5月、中国が南沙諸島にあるジョンソン南礁に滑走路を建設している疑いがあ

るとして中国政府に抗議したが、中国は同礁が中国の領土の一部であるとしてフィリピンの抗議を退けたという<sup>(7)</sup>。

## 2 フィリピンの対応——外交、同盟、国際法

海上防衛能力で中国に後れをとるフィリピンは、外交、同盟強化、国際調停などあらゆる手段を駆使して中国への対抗を試みている。第1の手段は、ASEANを中心とする外交である。2010年6月に就任したベニグノ・アキノ大統領は、就任当初より多国間協議による問題の解決に積極姿勢をみせた。例えば同年10月末のASEAN関連会合の際、アキノ大統領は南シナ海の行動規範とより定式化された行動計画の必要性を訴え、ASEANが中国との協議で統一的な立場を維持する重要性を強調した<sup>(8)</sup>。そして翌2011年3月に発生した中国の警備艇によるフィリピン探査船の威嚇事案を契機として、フィリピンは外交活動をいっそう活発化させた。アキノ大統領はASEAN首脳会議での協議のほか、インドネシアやシンガポールといったASEAN加盟国を個別に訪問し、南シナ海問題に関するフィリピンの立場に理解を求め、ASEANとしての共通姿勢の維持強化に努めると同時に、同問題で戦略的利害を共有するベトナムとの二国間協力を進めた。

こうしてフィリピンは当初、ASEANの枠組みを十全に活用することにより、南シナ海と中国に対処しようとした。しかし2012年7月のASEAN外相会議では、中国との関係が深い議長国カンボジアとフィリピンやベトナムが南シナ海への言及をめぐって対立したことにより、ASEANは共同声明の取りまとめに史上初めて失敗した。共同声明をめぐって議論が紛糾したことは、ASEANが南シナ海問題での統一姿勢を保つことの限界を露呈するものであった。そのためフィリピンは、引き続きASEANでの取り組み、特に法的拘束力ある行動規範を中国との間で早期に締結することを目指した外交活動を続けながらも、独自の方策として米比同盟のいっそうの強化や、国際法廷への提訴による事態の打開を模索するようになった。

第2の手段である同盟強化の具体的な方策は、共同演習、フィリピンの海上防衛能力向上に対する米国の支援、そしてフィリピンにおける米軍プレゼンスの強化、の3点からなる。同盟強化の背景には、米国の東南アジアへの関与の強化をその一環とするアジア太平洋への「リバランス」がある。この戦略が地域における米国の軍事プレゼンスとフィリピンへの軍事支援の強化に関連する意味で、米国との軍事協力の強化は、中国の南シナ海進出に直面するフィリピンにとって、最も有効な方策のひとつであった。

共同演習に関しては、フィリピンを含む東南アジア諸国と米太平洋軍の間で行なわれる協力海上即応訓練「カラット」、米比海兵隊による着上陸作戦演習「フィブレクス」、そして米比間を中心とした年次演習「バリカタン」など多岐にわたるが、近年これらの演習は南シナ海における潜在的な安全保障課題に焦点を当て始めており、同海域方面で頻繁に実施されている<sup>(9)</sup>。例えば2011年10月には「フィブレクス」が初めて南シナ海のパラワン島で実施されたほか、2013年4月に行なわれた「バリカタン」の開幕式におけるデル・ロサリオ外相の演説は、「過度に誇張された海上権益と主権の主張は地域を不安定化させるだけでなく、法の支配を弱体化させるものである」として南シナ海における中国の強硬姿勢を示唆・批判し、

同演習と南シナ海情勢を関連づけた<sup>(10)</sup>。さらに2014年5月に行なわれた「バリカタン」では、海上安全保障と海洋領域認識（状況把握）に関する演習が実施された<sup>(11)</sup>。

米国は、フィリピンに対する海上防衛能力の向上支援にも乗り出し、2011年と2012年にそれぞれ、米沿岸警備隊の所有していたハミルトン級監視船が比海軍に払い下げられた。2012年のスカボロー事案を契機として、自国の海上防衛能力の不足に危機感をもったフィリピン政府は、米国に対しさらなる支援を求めた。同年4月にワシントンで行なわれた第1回安全保障協議委員会（2+2）において、フィリピン側は米国に対して3隻目の沿岸警備隊監視船、F-16飛行大隊、通信電子機器などの供与を要請した<sup>(12)</sup>。会議後の共同声明は、安全保障協力の特定分野としてフィリピンの海上防衛能力と領域認識の強化、沿岸監視システムの支援、共同での情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動の拡大、を明記した<sup>(13)</sup>。

フィリピンにおける米軍プレゼンスの強化に関する米比両国政府の検討は、実際はスカボロー事案の発生前から始まっていた。2012年1月に行なわれた次官級戦略対話において、両国は同盟強化の具体的な方策を検討し始めた。そこでは米海軍艦艇のフィリピンからの作戦行動、ローテーション方式による米軍の展開、より頻繁な共同演習の実施といった、主としてフィリピンにおける、恒常的な駐留以外の方式による米軍のプレゼンス強化について検討されたという<sup>(14)</sup>。

その後、米海軍艦艇が南シナ海に面するスービック湾に寄港する回数が増加したことを受け、フィリピン政府は受け入れ体制の整備を進めた。施設面では、スービック湾にフィリピン軍の海空軍基地を建設し、米軍の使用を認めることを検討していることが明らかになった<sup>(15)</sup>。また法整備の側面では、米国との間で米軍のローテーションによるプレゼンスの拡大に関する枠組み合意を協議した。第1回協議は2013年8月にマニラで行なわれ、その後翌2014年4月までに計8回の協議が行なわれた。協議のなかで両国は、フィリピン憲法の規定に従い米軍は恒久的な軍事基地をフィリピンに置かないこと、米軍によるフィリピンの軍事施設の使用はフィリピン政府の許可に基づくこと、枠組み合意の効率的な施行を保障するための定期的な協議メカニズムを設置すること、で合意した<sup>(16)</sup>。フィリピン国内には1990年代の米軍基地問題の影響が残り、同国における米軍のプレゼンスが増大することに対する国民の抵抗感が依然として存在したため、両国政府はフィリピンの世論や議会の動向を見極めつつ、有効期間をはじめとする枠組み合意の詳細につき協議を重ねた。そして2014年4月、オバマ大統領のフィリピン訪問に合わせ、「より高次の防衛協力に関する合意」（EDCA: Enhanced Defense Cooperation Agreement）が両国間で調印された<sup>(17)</sup>。

フィリピンは第3の対抗手段として、国際連合海洋法条約（UNCLOS）に規定される仲裁制度を活用した。UNCLOSは、双方が同条約の締約国の場合、条約の解釈と適用に関し、一方の同意を要しない強制審判の制度を規定している。2013年1月、フィリピンはUNCLOS第287条および第7附属書の規定に基づき、国連に対し申し立てを行なった。申し立てのなかで同国は、中国を含む当事国かつUNCLOS締約国の海洋上の権利、中国の「九段線」の主張、南沙諸島の地形、特に特定の地形が12カイリの領海を主張できる「島」に該当するか、に関する同条約の適用と解釈の明確化を求めた。

常設仲裁裁判所は2013年4月、フィリピンの訴えを受理し、5カ国からなる仲裁委員会を設置した<sup>(18)</sup>。その後7月に、仲裁委員会はハーグで初会合を開き、8月には仲裁審理の日程と手続き規則を定めた最初の手続命令を出した<sup>(19)</sup>。この手続命令に従い2014年3月30日、フィリピン政府は申述書を仲裁裁判所に提出した。同年5月中旬に仲裁委員会は2回目の会合を開き、6月には第2の手続命令を出した<sup>(20)</sup>。当初最終審判が出るまでには3—4年かかるとみられていたが、中国が審理の拒否を正式に表明したため、より迅速に審判が出る可能性も指摘されている<sup>(21)</sup>。

この仲裁プロセスを進めるにあたっては、一方の当事国中国の同意を必要とせず、かつ審判結果は締約国中国を法的に拘束する。この意味で、海上防衛能力で不利な立場にあるフィリピンは、中国に対抗する手段としてUNCLOSの規定を巧みに用いたと言える。フィリピンの法律行為は、法の支配に基づく国際秩序の維持と紛争解決に資するとして広く国際社会の支持を得ることが考えられる。これに対し中国は、問題は関係国間の協議により解決されるべきと主張しており、フィリピンに強く反発し続けている。

### 3 経済と安全保障の関係に関する考察——フィリピンの場合

先述のとおり、南シナ海への中国の進出が活発化し、フィリピンの主張する領有権と直接衝突する状況下、フィリピンは外交、同盟強化、国際法に基づく措置とあらゆる手段を用いて中国に対抗しようとしている。そこでは、中国の経済パワーがフィリピンに対する圧力となり、南シナ海という安全保障問題に関してフィリピンの対抗措置を弱めている様子はいかたがえがない。ただその一方で、経済力を安全保障問題への影響力に転化しようとする中国の試みとその効果は、特定のケースで一定程度観察される。本節は、南シナ海をめぐる中比対立における経済の影響を考察するが、ここでは中国による短期の経済的圧力と、中長期的趨勢として中国の経済発展による、中ASEAN自由貿易圏を軸とする中国の経済プレゼンスの拡大による影響を区別することによって、その複雑な様相を解きほぐし、適切な考察が可能になると考えられる。

まず短期的なケースについて、スカボロー事案に際しての中国の経済的圧力は、フィリピン政府の政策決定に影響を与えた可能性がある。前述のとおり、2012年のスカボロー事案の際、中国はフィリピンに対して経済的な圧力をかけた。ただその具体的な措置は、中国の複数の旅行代理店がフィリピンへの旅行ツアーを中止し、またバナナなどフィリピンから中国へ輸出される果物に対する検疫を強化し、実質的な輸入規制を行なったという2点のみであり、きわめて部分的な措置であったと言える。中国政府は公式発表として、前者はスカボロー事案によるフィリピン国民の反中感情の高まりを受け、フィリピンに滞在する中国人の安全確保に不安があること、後者については事案とは関係ない食品安全の観点に基づく措置として、経済的圧力ではないとの立場をとった<sup>(22)</sup>。こうした経済面での措置は、フィリピン経済全体に深刻な影響を与えるというよりはむしろ、短期的な戦術としてある特定の経済分野を狙い撃ちすることであった。この「狙い撃ち」によって特定分野が一時的に経済的損失を被るにとどまらず、今後制裁の範囲が拡大する可能性を示唆することによる心理的効果もあ

る。ここにスカボロー事案において協議を自らに有利な方向へ動かそうとする中国側の目的を推測させる。

中国による措置の発動当初、フィリピン政府はその影響を限定的なものとして見ていた。しかし実際には、フィリピンの旅行者とバナナ業者への短期的影響は小さくなかった。中国人旅行者は当時、フィリピンへの外国人旅行者全体の約9%を占めており（国別では韓、米、日に続き第4位）、かつ中国人旅行者数は前年比2桁の伸びを示していた。またバナナは、フィリピンの主要輸出品の一つであり、輸出されるバナナの30%以上は中国向けであった。報道によれば、中国側の旅行キャンセルにより旅行業界関連銘柄の株価が下落したほか、中国の実質的な輸入制限により約14億ペソ（3400万ドル）の損失が生じたという<sup>(23)</sup>。そのためバナナの主要生産地であるミンダナオの業界団体は、フィリピン政府に事態の打開を働きかけた<sup>(24)</sup>。また中国側の報道では、5月のADMMにおける中比二国間の国防相会談は「フィリピン側の要請により行なわれた」とある<sup>(25)</sup>。こうした諸情報を総合的に勘案すると、中国の経済的圧力を受けたフィリピン政府は、事態を打開するため二国間会談を急いだ可能性がある。ただこの場合も、フィリピンの主張によれば、中比両国がスカボロー礁から同時に撤退するという「約束」を中国側が反故にし、礁を占拠したという意味では、中国の措置によってフィリピンがスカボローの領有を諦めたわけではない。それゆえ、中国の経済圧力外交が、そもそも事態打開のための二国間会談を模索していたフィリピンのスカボロー対処に決定的な影響を与えたかは、必ずしも明らかではない<sup>(26)</sup>。

より中期的な観点からの含意は、フィリピンのみならず、ASEAN全体における中国の経済プレゼンスに関連する。ここで留意すべき点は、中ASEAN自由貿易圏を背景として、フィリピンにとっての中国の経済的重要性は現在主として貿易面であるという点である。こうした二国間の交易関係においては、貿易の互惠性、または自由貿易圏を基盤とする国際生産ネットワークの一環という性格に鑑みれば、中国側も一方的かつ恣意的にフィリピンとの交易を制限することは容易ではないと思われる。当然のことながら、渡航規制やバナナの輸入制限だけではフィリピンの国内総生産（GDP）成長率を低下させる大きな要因にはならない。その意味で、中国による交易面での圧力は当面、短期の政策決定に一定の影響を与えるが、フィリピンの経済自体に大きな影響を与えるわけではない。むしろ、中国との安全保障問題の深刻化は、2014年5月のベトナムの例が懸念されるように、投資環境の安定性に対する懸念が広がり、外国投資が滞ることにある。

南シナ海をみれば、スカボロー事案後もフィリピンと中国の関係は特に改善されることもなく、むしろ対立は先鋭化してすらいる。しかし一方で、2013年に中国は日米を抜いてフィリピンにとって最大の輸出相手国となった模様である。こうした「ねじれ」をどう解釈すべきか。中国がフィリピンの最大の輸出相手国になったことに関連して、ドミンゴ比貿易相は「われわれは商業関係を政治安全保障関係から切り離している」と述べた<sup>(27)</sup>。貿易の互惠性と経済的相互依存の深化は、ある1国の、ないしは二国間関係における安全保障と経済をそれぞれ独立したトラックの政策としてある程度分離しうる、と考えられる。経済と安全保障の因果関係が切断された状態においては、経済関係が良好な一方、安全保障関係は悪化する

という状況が生じる可能性がある。また2014年6月の比独立記念日式典の席で在比中国大使は「われわれは交渉と協議を通じて領有権問題を解決する知恵、忍耐、勇気をもっている。私は中比関係の将来に大きな自信をもっている」と述べ、現在フィリピンと中国は共に「経済は経済、安全保障は安全保障」とする雰囲気容認しているようである<sup>(28)</sup>。だが、南シナ海での関係悪化が中国経済に大きな影響を与えていない場合、中国は同海域において攻勢を強め、より大胆な方策に出てくるというリスクは指摘されよう<sup>(29)</sup>。

以下の含意はより仮説的である。中国はフィリピンへの経済レバレッジを高めるため、いっそうの二国間貿易の拡大を企図する可能性もある。しかし、それでも貿易額の増大が中国側の一方的な優位をもたらすかは不明である。また一方的な貿易規制は被規制側の意思を変えるほどの効果をもたないばかりか、相対的なダメージは小さいとはいえ、規制する側の経済活動にも損失を与える。日本へのレアアース（希土類）輸出規制の例のように、輸出入規制の政策は自国の産業や世界貿易機関（WTO）での敗訴など経済戦略にも打撃を与える。その意味では、中国が地域においていっそう総合的な経済プレゼンスを高め、例えば対フィリピンの直接投資や政府開発援助（ODA）の主要拠出先となり、また人民元が国際通貨となり、フィリピンの外貨準備や国際金融政策に影響力を強めた場合は、中国のフィリピンに対する経済的圧力の選択肢を増やすことにつながるだろう。ただその際にも、米国の長年にわたる対ミャンマー金融制裁の効果が明らかではなかったように、経済的圧力がフィリピンの政策を転換させる効果をもつかは不明と言える。一方で、「中国との関係悪化がビジネスの障害になる」と考える経済界がフィリピン政府に圧力をかける可能性は想定しうる。

経済的に劣位にある側が取りうる方策としては、第三国との安全保障協力関係の強化、経済面における依存の希薄化（多国間経済協力の推進等）により、経済大国側の圧力に抗することである。これは対米同盟の強化や、バナナの他輸出先の模索、さらには環太平洋パートナーシップ（TPP）協定加盟の検討といった形態で、すでにフィリピン政府が一部実施・検討している対応である。また戦略計算において、経済への悪影響に比して、安全保障面での譲歩のコストがより高いとの政策判断が出る可能性もある。2011年に南シナ海における緊張が顕在化した当初、フィリピンは中国との関係悪化を回避するためにあくまでも協議による解決を目指した。しかしその後事態は好転するどころか、中国側の攻勢は強まり、結果フィリピン政府もより積極的な対応を追求することとなった。このプロセスをみると、安全保障が経済に優先するという判断がなされる可能性も考慮すべきであろう。

#### 4 ベトナム、マレーシア、そしてASEANと中国の関係における経済と安全保障

ベトナムのケースの詳細については他稿に譲るが、端的に言って、中国と地理的、歴史的、かつ政治的に密接な関係をもつベトナムは、経済面においても中国との関係を重視せざるをえない。しかし2014年5月以降、中国が西沙諸島近海で石油掘削作業を開始し、ベトナムと激しく対立する事態に至り、ベトナムは経済面での対中依存を回避する方法を模索するようになった<sup>(30)</sup>。マレーシアは従来、経済関係を重視して南シナ海問題で中国を批判することに慎重であると言われてきた。しかし、中国海軍が南シナ海でマレーシアの支配域であるセン

トジェームズ礁まで進出するようになると、マレーシア政府も ASEAN 内での協力を強化するようになった<sup>(31)</sup>。これら2国の例は、フィリピンのケースとは様相を異にするが、従来からある経済的なつながりに配慮しつつも、それによって安全保障問題を諦めるわけではないという含意を示唆する。

中国の GDP は米国に匹敵する規模に近づきつつあり、また国防予算も年々増大している。そして自由貿易圏を基盤とした中国と ASEAN の経済的相互依存は深まっており、それは貿易量の増加に現われている。ASEAN 諸国、ないしは ASEAN 全体は中国の経済力に強い影響を受け、中国との安定的な関係を維持することを最優先せざるをえないようにみえる。しかし、そうした中国の経済プレゼンスの高まりに比例し、ASEAN が南シナ海という特定の安全保障問題において中国の意向を反映するようになってきていると一概には言えない。例えば、2014 年 5 月の ASEAN 首脳会議の議長声明は、ASEAN として南シナ海情勢に「深刻な懸念」を示した。この意味で、ASEAN 諸国の政策決定者の認識では、経済的に台頭し、かつ ASEAN にとって主要な経済パートナーである中国の存在は重要であり、中国との安定的な関係を維持することは彼らの目標であり続けるだろう。しかし、安全保障問題、特に南シナ海における一時的な緊張の高まりといった短期的な問題に対処する際には、経済が直接安全保障の政策決定に影響を与えるという明確な因果関係は見出しがたい。それは一面では、機会と挑戦という中国の両面性に対処する ASEAN のアンビバレントな態度であり、より戦略的に捉えるならば、ASEAN の対中ヘッジ政策が機能しているということでもある。

#### おわりに——経済と安全保障の複雑な関係

本稿は、南シナ海における中国との緊張をフィリピンの視角から論じることによって、経済と安全保障の関係を考察した。経済発展を背景とした国防その他の予算の拡大により、中国の海軍力と海上法執行能力は大幅に伸張した。南シナ海の島礁をめぐるフィリピンとの争いにおいて、中国はフィリピンに対し物理的圧力を強めている。その意味で、ある国の経済力が海上防衛能力の強化に結びつくという観点から、南シナ海における中比対立という安全保障問題は、経済と直接関係があると言える。

そのほかにも、本論における考察の結果、経済と安全保障の関係についていくつかの含意が明らかとなった。第1に、スカボロー礁をめぐる中比間の緊張において、中国による経済的圧力はフィリピンの政策決定に一定の効果をもたらした可能性があるということである。第2に、ある二国間における中長期的な経済関係の深化は、短期的な安全保障問題における緊張の増減と、必ずしも因果関係をもたないということである。それはフィリピンのケースのみならず、マレーシアその他の国々にも該当しうる。ここでは、単純に中国との間の経済・安全保障関係のみならず、ASEAN や米国といった他のアクターの動向を含めた複眼的思考が求められる。そして第3に、より仮説的な含意として、経済成長を続け台頭する中国が経済的圧力のオプションを増やす可能性はあるが、その効果は未知数であること、経済的に劣位にある国が優位にある国に対する経済リスクを分散させる方策を追求する可能性があること、ある政府の戦略計算において安全保障が当座の経済成長に優先する可能性があること、が指



摘できる。

本稿はあくまでも南シナ海問題におけるフィリピンと中国の関係を中心事例として、経済と安全保障の関係に関するひとつの分析視角を提供したにすぎない。そこに本稿の議論の限界がある。より包括的な事例のとりまとめと理論的含意の導出については、他の論考を待ちたいと思う。

\* 当論文の見解は筆者個人のものであり、防衛研究所の見解ではない。

- (1) 安全保障問題における経済力の活用を理論的に考究したものとして、長谷川将規『経済安全保障——経済は安全保障にどのように利用されているのか』（日本経済評論社、2013年）がある。本書は実証面で中国のさまざまな事例を取り上げ、そのなかで中国の対ASEAN経済政策が安全保障にいかなる意味をもつかという問題意識から興味深い視点を提供している。本稿はそうした中国のアプローチが「受け手」のASEAN側、特にフィリピンにどのように受け止められているか、という観点からの分析となっており、その意味で長谷川の議論を一部補完するものと言える。
- (2) *Philippine Daily Inquirer*, March 4, 2011.
- (3) *The Philippine Star*, July 9, September 1, 2011.
- (4) *The Philippine Star*, April 25, 2012.
- (5) *Philippine Daily Inquirer*, June 5, 2012.
- (6) *The Philippine Star*, July 30, 2013.
- (7) *Philippine Daily Inquirer*, May 15, 2014.
- (8) *Manila Bulletin*, October 28, 2010; *Philippine Daily Inquirer*, October 30, 2010.
- (9) Thomas Lum, “The Republic of the Philippines and U.S. Interests,” *Congressional Research Service*, April 5, 2012, p. 14.
- (10) *Philippine Daily Inquirer*, April 6, 2013.
- (11) *The Philippine Star*, May 6, 2014.
- (12) *The Philippine Star*, April 28, 2012.
- (13) U.S. Department of State, “Joint Statement of the United States-Philippines Ministerial Dialogue,” April 30, 2012, <http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/04/188977.htm> (accessed July 4, 2014).
- (14) *The Washington Post*, January 27, 2012.
- (15) *Reuters News*, June 27, 2013.
- (16) *Manila Bulletin*, November 26, 2013.
- (17) *Manila Bulletin*, April 30, 2014.
- (18) Henry Bensurto, “Role of International Law in Managing Disputes in the South China Sea,” paper presented for the “Managing Tensions in the South China Sea” conference, Center for Strategic and International Studies, June 5–6, 2013, pp. 14–15.
- (19) *The Philippine Star*, July 17, 2013.
- (20) Permanent Court of Arbitration, “Press Release: Arbitration between the Republic of the Philippines and the People’s Republic of China,” The Hague, June 3, 2014, [http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag\\_id=1529](http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1529) (accessed June 25, 2014).
- (21) *Philippine Daily Inquirer*, October 24, 2013.
- (22) *Philippine Daily Inquirer*, May 14, 2012.
- (23) *The Wall Street Journal*, May 17, 2012.
- (24) *Philippine Daily Inquirer*, May 15, 2012.
- (25) *People’s Daily*, May 31, 2012.

- (26) Shanthi Kalathil, “Influence for Sale? China’s Trade, Investment and Assistance Policies in Southeast Asia,” *East and South China Seas Bulletin* 4, Center for a New American Security, September 2012.
- (27) *Bloomberg*, October 7, 2013.
- (28) *Manila Bulletin*, June 12, 2014.
- (29) 『日本経済新聞』2014年6月6日。
- (30) *Thanh nien*, May 30, 2014.
- (31) *Reuters News*, February 26, 2014.

---

しょうじ・ともたか 防衛省防衛研究所地域研究部  
アジア・アフリカ研究室主任研究官  
<http://www.nids.go.jp>  
[t-shoji@nids.go.jp](mailto:t-shoji@nids.go.jp)